

報道関係者 各位

令和5年10月12日（木）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松山 雅彦

室長補佐 松下 真一

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

## 令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会

### 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の開催について

鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（部会長 かわぐち 川口 しゅんいち 俊一）は、令和5年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を以下のとおり開催します。

#### 1 日時

- 第2回専門部会 令和5年10月19日（木）午前10時～
- 第3回専門部会 令和5年10月25日（水）午前10時～
- 第4回専門部会 令和5年10月30日（月）午前10時～

※ 上記専門部会のいずれかで結審した場合は、以降の専門部会は開催しません。

なお、全会一致による議決で結審した場合、専門部会の決議をもって鹿児島地方最低賃金審議会の議決とし、議決した当日中に鹿児島労働局長に対して鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金改正額を答申します。

#### 2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）

（所在地）鹿児島市山下町13番21号

#### 3 主な議題（予定）

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金改正審議について

#### 4 取材

(1) 取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、以下の日時までにお申し込みください。

第2回専門部会                      令和5年10月18日(水)午後5時まで

第3回専門部会                      令和5年10月24日(火)午後5時まで

第4回専門部会                      令和5年10月27日(金)午後5時まで

(2) 会議は公労使三者が揃って議論を行う場のみ公開の予定です。(公開の決定を冒頭で行います。)

(3) お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。